

公益財団法人埼玉県スポーツ協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人埼玉県スポーツ協会（以下「本会」という。）が本県スポーツの振興を推進するため、広く県民の協力を得て事業資金を調達し、県民が明るく豊かな生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

(賛助会員)

第2条 本会の目的及び事業の趣旨に賛同し、賛助会に入会した個人、法人及びその他の団体を賛助会員（以下「会員」という。）とする。

2 会員の期間は、会費納入の日から当該事業年度終了の日までとする。

3 会員の特典等については、次の各号の定めによる。

(1) 「公益財団法人埼玉県スポーツ協会賛助会員」の名刺等への標記

(2) 本会広報誌「スポーツ埼玉」の受領

(3) 本県スポーツに関する情報の随時受領

(4) 希望に基づく会員名の広報誌「スポーツ埼玉」及びホームページへの掲載・紹介

4 本会は、賛助会に長期継続加入した会員を表彰することができる。

(入会)

第3条 会員の入会は、随時受け付けるものとする。

2 賛助会に入会しようとする場合は、「賛助会入会申込書」（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し申し込むものとする。

3 前項にかかわらず、本会指定の口座に会費を振り込むことにより、申込書に替えることができる。

(会費)

第4条 賛助会の会費は、次の各号の定めによる。

(1) 個人会員は、年額5,000円を一口とし、一口以上納入するものとする。

(2) 法人会員及びその他の団体会員は、年額10,000円を一口とし、一口以上を納入するものとする。

(3) 会費は、本会指定の口座に振り込むことにより、納入するものとする。但し、会費を本会事務局に持参することを妨げない。

(4) 入会した会計年度の翌年度以降の会費は、原則として毎年6月末日までに納入するものとする。

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決を経て変更することができる。

附 則

1 この規程は、平成24年5月23日から施行する。

2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。